地域医療構想調整会議（書面開催）に係る御意見及び県の考え方について

項　　目	病床機能報告について
構想区域	東部構想区域
御意見等	令和７年度病床機能報告結果の見える化資料を拝見すると、①高度急性期・急性期病棟で許可を得ている病院の中で、平均在棟日数が20日を超える病院がいくつも見られ、中には30日、40日を超えている病院もあります。また、逆に、②回復期病棟を有する病院で、平均在棟日数が10日以下と、回復期病棟とは思えない病院もあります。 香川県としてこのような病院に対し病床の実際の利用状況に即した届け出の見直しについて介入すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。
県の考え方	病床機能報告については、令和８年７月に国から示された「新たな地域医療構想策定ガイドライン」において、これまでと同様、病床の機能を医療機関が自主的に判断し、報告することとされたところです。 一方で、ご指摘のような報告内容と実態が乖離するような課題等を踏まえ、令和８年度の病床機能報告からは、一定の客観性をもった報告となるよう、各病床機能区分に対応する目安となる診療報酬上の入院料の種類を参照しながら病床機能の報告を行うこととされております。 また、従来の「回復期機能」についても、「高齢者等の急性期患者について、治療と入院早期からのリハビリテーション等を行い、早期の在宅復帰を目的とした医療を提供する機能」と従来の「回復期機能」を併せて、「包括期機能」として位置付けられることとされたため、今回の運用見直し等を踏まえながら、引き続き、病床機能報告結果の見える化を進めてまいります。